



| | |
|------------------|---|
| Title | 著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成：権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について [全文の要約] |
| Author(s) | 陳, 信至 |
| Citation | 北海道大学. 博士(法学) 甲第12969号 |
| Issue Date | 2018-03-22 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/69398 |
| Type | theses (doctoral - abstract of entire text) |
| Note | この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 |
| Note(URL) | https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ |
| File Information | Hsin-chih_Chen_summary.pdf |



[Instructions for use](#)

博士論文題名

著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成—権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について

博士論文の要約

第1章 序論—著作権制度の危機と司法による矯正の可能性

著作権法を取り巻く技術的・社会的環境の変化により、表現手段の大衆化、そして伝達手段の大衆化の結果、著作権制度はユーザーが簡単に自由に行動しうる領域に介入しうる法制度に変容してきたが、複製と公の使用のところで対価を徴収する著作権制度の枠組みは現実にも対応できなくなった。こうしてユーザー日常行動の自由の確保及び著作権の実効性の問題を顕在化し、過去にもないような緊張関係を著作権者とユーザーにもたらしめていることになる。そこで著作権制度のように構造的に少数派バイアスに晒されやすい分野では、ロビイング耐性が相対的に強い司法の場に法形成のプロセスを移行するために、フェア・ユースのような権利制限の一般条項の導入が望まれるところであるが、結局は挫折するに至った。デジタル・ネットワーク時代に相応しい著作権制度の抜本的な改革に立法が期待されない現状では、司法の場における解釈論としても、既存のスタンダード型規範を通じて、非商業的利用の場面でユーザーの日常行動の自由を確保するための風穴を空け、著作権法の条文と一般の著作権に対する理解とのギャップを埋める手段としての意味を既存のスタンダード型規範に認めるべきである。

では、裁判所は現行の著作権法における法解釈論の枠内で、侵害訴訟における判断構造に即して著作権侵害を否定するための権利制約メニューの中、著作権侵害の要件、私的複製や引用の制限規定、民法の権利濫用、といったスタンダード型規範の間にはどのような相違点が存するものと考えればよいのか、各スタンダード型規範をどのように、また、どの程度に権利者とユーザー側のバランスを図ることができるか、司法によるバイアスの矯正が機能しているのだろうか。より具体的には、まず、司法による解決は不可避免的に、訴訟当事者以外の利害関係者の利益に将来にわたって大きな影響を与えることになるため、マクロ的に波及効果が大きい著作物性ないし類似性の著作権侵害の要件の判断に比して、権利濫用あるいは私的複製や引用の制限規定を柔軟に解釈することによってミクロ的に侵害を否定する手法を活用するという選択肢の方が、著作権の保護とユーザーの日常行動の自由のバランスを図るという観点から優れている。そのうち、権利濫用の法理を活用して、著作権法の究極の目的である文化の発展に資する解決策を導くべきであるが、実際のところ、権利濫用

の法理に基づき、著作権請求が棄却されることは滅多にない。その原因については、異なる利害を調整することに焦点を当てて著作権を制限する手法とは違って、権利濫用は、権利者による権利行使の態様や権利者の主観的意図など権利者側の事情に焦点を当てて権利行使を否定する法律構成であると解されるならば、著作権の保護とユーザーの行動の自由のバランスを調整するには不向きになるからである。

そして、著作権の制限規定のなか、30条1項の私的複製と32条1項の引用規定は他のルール型の制限規定に比べると、要件の抽象度が高く、解釈の余地が大きいので、その適用場面・範囲が比較的に開放されている。しかし、ユーザーによる非商業的利用に対して、ほとんどの著作権者が権利行使をしないため、私的複製の制限規定に関連する裁判例は極めて数が少ない。私的複製はその制限規定の柔軟な解釈により、今後の積み重ねによって、司法によるバイアスの矯正が行われることが期待されにくい。それに対して、引用規定に関連する裁判例が多数出されている。ただし、著作権法の制限規定に関して政策形成過程においてバイアスがかかっているため、司法プロセスはこのバイアスの産物そのものである各個別のルール型の制限規定に関する条文構造の歪みをそのまま反映し、引用規定は厳格かつ限定的に解釈されることになってしまえば、結局のところ、政策形成過程のバイアスに対する矯正策として、ユーザーの日常行動の自由を不必要に制約する帰結を防ぐためにはあまり有望な手立てとは言えないのではないか。

また、類似性の判断に立ち入る前、著作物性を否定するという解釈論は、著作権法の保護の入り口から排除することで、大規模な商業的利用を行おうとも、著作権保護は一切与えられないということになるので、帰結としてオール・オア・ナッシングになりがちな側面がある。それとは対照的に、著作物の保護範囲を画する類似性の要件において、創作的表現が再生しているか否かを判断するに当たって、アイデアと表現の区別は相対的なものであるから、著作物の保護範囲を調整する解釈方法によって、ユーザーの行動の自由領域を適切に確保するという考えがないわけではない。しかし、ユーザーによる非商業的利用は元の著作物のそのままの利用の場合が多いため、いくら保護範囲を狭くする解釈方法によっても、他人の表現のそのままの利用を抑える萎縮効果を解消させることにならない。そのため、裁判所は妥当な結論を得るために、著作物性又は類似性の判断において、かなり無理な法解釈を駆使して、著作権侵害を否定するということが指摘された。

そこで、本稿では、著作権制度の危機と司法による矯正の可能性という問題意識に基づいて、著作権侵害を否定するための権利制約メニューとして、各スタンダード型規範の司法による法形成のメリット・デメリットを探る視点で、関連の裁判例が積み重ねられてきた引用規定、著作物性、類似性に焦点を当てて、それらの裁判例を考察するとともに、ユーザーの日常行動の自由を確保し、著作権保護とのバランスを図るためには、どのような解釈論的手

法が望ましいかを検討したい。

第2章 スタンダードとしての性格を有する引用規定

他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、裁判例においては抽象論として「明瞭区別性」かつ「主従関係性」の二要件から条文の文言への回帰という動きがあるが、多様な基準が用いられている現状を俯瞰すると、裁判例が明瞭区別性かつ主従関係性という従来の二要件との訣別という方向で収束するのか否か、二要件あるいは条文の文言どおりの要件に加えて、利用目的との関係で引用しなければならない必要性、著作権者に経済的な損害を与えない利用態様の必要最小限性などの他の要件を付加すべきか、その趨勢は未だに確定していない状況にある。ただ、32条1項の文言から導かれる①「引用の目的」、②「公正な慣行」および③引用の目的に対応した「目的上正当な範囲内」という三つの要件が必要であるとして、審理判断を行うという点においては方向性が一致しているといえる。そこで、「引用の目的」という利用目的の正当性を問う要件及び「公正な慣行」「目的上正当な範囲内」という利用態様の相当性を問う要件に焦点をあてて、判決の抽象論を離れ、それを適用した判決の結論に従って引用の該当性の有無の分岐点に着目すると、裁判例には利用の目的ごとに異なる判断基準をとる傾向にあるといえる。まずは被引用著作物の表現それ自体を批評することを目的として、批判の対象部分を採録した第1類型の利用に対して、複製物の鑑賞性、分量の大小がまったく問われない場合すらあるなど、利用態様の相当性、そして引用の該当性が認められやすいのである。また、利用の目的としては外部性に起因する市場の失敗が存在するとは言い難く、むしろ単なる冒用・転載に近い第2類型の利用に対して、裁判所は利用目的の正当性を問うところ、比較的簡単に引用の該当性を否定している。さらに、利用の目的としては外部性に起因する市場の失敗が生じるものの、第1類型の批評の利用目的なら別として、それ以外の目的とする第3類型の利用に対して、裁判所は「公正な慣行」「目的上正当な範囲内」という利用態様の相当性を問うところ、比較的厳しく捉えており、引用規定の適用を制限しようとする態度であると総括することができるといえる。その結果、利用の目的としては外部性に起因する市場の失敗が存在しないと判断される場合には、著作権者の市場機会に与える影響は些少なもので、せいぜい循環論法のライセンス料くらいしかない利用であっても、適法な引用と解する余地はないとされる。また、利用の目的としては外部性に起因する市場の失敗が生じるものの、被引用著作物の表現自身を批評、揶揄することなく、他の対象を批評する目的でこの第三者の著作物を利用する場合には、利用態様の相当性を問うところ、利用目的との関係で被引用著作物を利用しなければならない必要性を満たさない場合が多いから、適法な引用にならないとされる。さらに、利用行為によって被る著作権者の経済的利益を得る機会が失われるという逸失利益を優先的に考慮されたため、引用規定の適用が否定される傾向がある。このように引用規定を厳格かつ限定的に解釈する裁判例が主流を占めている一方で、知財高判[美術鑑定証書・控訴審]、東京地判[美

術鑑定証書Ⅱ]のように、「引用の目的」という利用目的の正当性を問う入口要件、そして「公正な慣行」「目的上正当な範囲内」という利用態様の相当性を問うところ、適法な引用として許される利用態様を利用の目的に照らして緩やかに解釈して、引用規定のフェア・ユース化の活用をいとわない裁判例も存在するが、主流派を形成するには至っていない。こうして引用の該当性を判断するにあたり、二要件説と条文の文言どおりの要件に従う総合衡量説との両者を対立的に捉えるというよりも、議論がむしろ引用規定を厳格かつ限定的に解釈すべきか、それともフェア・ユース的に活用して柔軟に解釈すべきか、という基本姿勢の対立に移っているように見える。実際、裁判所の傾向というのはこうした二つの立場に分かれていることも指摘できる。

裁判所は引用規定の拡張ないし類推解釈の手法を取ろうとしても、引用規定の趣旨及び各個別のルール型の制限規定に関する条文構造のインテグリティに反することができない以上、そこにはおのずと限界が生じると考えられる。こうした引用規定の司法による厳格かつ限定的な解釈が、まさに立法バイアスの産物そのものである各個別のルール型の制限規定に関する条文の構造の歪みをそのまま体現したものであり、司法によるバイアスの矯正の失敗が明らかである。したがって、引用規定の司法による法形成はユーザーの行動の自由を不必要に制約する帰結を防ぐためにはあまり有望な手立てとは言えない。

第3章 ルールとスタンダードの区別という視点からみた著作物の定義規定

ルールとスタンダードの区別という視点から、著作権法2条1項1号の著作物の定義規定に焦点を当てて、関連する議論や裁判例を概観したうえで、著作物の成立要件として実際に機能させるのは、2条1項1号前段要件の「創作性」と後段要件の「美術の範囲」という二つの要件のみになることがわかる。著作物としての創作性が認められるためには、消極的要件として、①独自創作をなしていないこと、②アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現であること、また、③積極的要件として、創作者が自らの意思により表現を選択すること、という趣旨がまったく異なる要件に求められる基準が運用されている。この三つの要件のいずれは創作性が肯定されるための必要条件であるが十分条件ではない。創作者の意思による選択という積極的要件について、一般に自然人がなにものか表現した場合にはそこに創作者自らの意思決定で何らの特定の表現を選択する活動を行ったことが通常であるから、その敷居は極めて低い。また、仮に創作者が既存の原作を模倣したという主観的認識が証明された場合にも、作成された対象物が創作者の接した原作に新たな創作的表現が付加されることにより、二次的著作物になれるかどうかを判断するには、又も後発者にとってその他の採り得る表現が十分に残されていない「アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現」であるかどうかを検討しなければならない。したがって、著作物としての「創作性」の司法による法形成は、著作物の保護範囲を画する類似性の判断に立ち入る前、創作者が接した既存

の原作をそのまま複製したものに加えて、アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現をも著作権法の保護の入り口から排除することで、大規模な商業的利用を行おうとも、著作権保護は一切与えられないということを機能している。

思考の節約や議論の打ち切り機能を有する著作権法 10 条 1 項 1 号、6 号、8 号、9 号などに例示されている「言語」「地図」「写真」「プログラム」などのカテゴリのいずれに該当することに疑いのない表現は、定型的に文化の範囲に属するものとして、創作的表現であれば著作物となる。他方、美術の著作物として保護されるためには、創作性、かつ、美術の範囲という二つの成立要件を同時に満たさなければならないが、10 条 1 項 4 号等に例示されている絵画などのカテゴリのいずれに該当するかどうかは明らかではない視覚表現の美術の範囲の属否の具体化の作業を、立法から司法に移行させる機能を有するため、特に応用美術に関して、定型的に美術の範囲を否定することができれば、創作者が接した既存の原作を模倣したかどうかやアイデアの不可避的な表現・ありふれた表現にあたるかどうかという個別具体的な創作性の判断が不要になる。そのため、迅速の判断、コストの節約という点でメリットがあることから、著作物の成立要件として前段要件の創作性より、後段要件の美術の範囲を先に検討する方に分がある。実際、裁判の運用では個別具体的な創作性要件より、むしろ美術の範囲の要件を先に検討するものは多数を占めている。

第 4 章 著作物の成立要件として機能させる美術の範囲の要件—いわゆる応用美術問題

美術の範囲の該当性の司法による法形成は、著作権法 10 条 1 項 4 号等に例示されている絵画などのカテゴリのいずれに該当するかどうかは明らかではない視覚表現の美術の範囲の属否の具体化の作業を、立法から司法に移行させる機能を有するものであり、そしてその限度で司法の場で著作物性を否定するための道具として、創作的表現であるかを問わず、どれだけ斬新的な表現でも、あるいは後発者にとってその他の採り得る表現が十分に残されているとしても、主に①表現媒体となる物品の実用的な機能を実現するためにその立体的なデザインの表現が大きく制約されている物品の立体形状、②本文用のテキスト系の書体のデザインから大きく外れる広告用の装飾的な文字、という著作権の保護内容に適合しない特定の類型の表現を定型的に美術の範囲に属さないものとして著作物性を否定し、著作権法の保護の入り口から排除することで、大規模な商業的利用を行おうとも、著作権の保護を一切与えないことも機能するものであると理解することができる。それは裁判例により形成されてきたルールそのものであるが、①について、物品の形態を扱う裁判例だけを見ると、行き過ぎの判決を除けば、いわゆる制作者の視点からの分離可能性基準によって決めるものであることを理解できる。椅子、街路灯、鍋の持ち手、衣服、加湿器、練習用箸など、実用的な機能を実現するためにその立体的なデザインの表現が大きく制約されている物品の立体形状を著作権法によって一般的に保護すべきではなく、意匠法・不競法のデッド・コ

ピー規制等による保護に委ねた方が妥当だという考え方が有力になってきている。そして、付随的な効果としては、著作権を制限する一般条項を欠く日本の著作権法において、著作物の洪水のなかで私人の行動の自由が過度に害されることに本質的な解決にはなっていないが、少なくとも一種の量的解決が期待される。

もっとも、物品の立体形状に限らず、文字を素材とした造形表現を含む、我々の身の回りのあらゆる視覚表現というより広い視野から見れば、裁判例において著作権の保護内容に適合しないものを選別する基準としては、制作者の視点による分離可能性基準という演繹的アプローチだけで作られたものではなく、たとえ意匠制度・デッド・コピー規制との兼ね合いを配慮する必要がないとしても、ユーザーの視点からみて著作物性を認めた場合に生じる不利益が大きいことやその行動の自由を確保するために、美術の範囲の要件を活用して、広告用の装飾的な文字などにも定型的に著作物性を否定する方策が用いられている。

第5章 著作物の成立要件として機能させる創作性

裁判実務では、「独自創作をなしていないこと」を「創作性」の問題として位置付けたうえで、この創作性の消極的・主観的要件の立証責任は独自創作をなしていない「事実上の推定」とその覆滅という代替策がとられている。そして、こうした立証責任を転換することで著作者の立証の困難性を救済している14条は、表示者が真実の「著作者」であるという「法律上の権利推定」ではなく、接した既存の原作を模倣していないという主観的事実にまで推定が働かないとされた。

アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現として、著作物の創作性を否定した司法による法形成について、言語の著作物の創作性が争点とされた裁判例の積み重ねの中から、判決の結論に従って、類似性の判断に立ち入る前、アイデアの不可避的な表現として著作物の創作性が認められるか否かの分岐点を探ると、三句から五・七・五調で構成された日常用語とはいいがたい言語表現の例外的な事例を除き、短い言語表現について、その表現上の創意工夫を理由に著作物性を肯定することなく、目安として文字数60字程度未満の量的指標だけを見る分には定型的に著作物の創作性を否定する傾向にある。そして、文字数が一定程度を超える比較的長い文章になると、裁判例の趨勢として、語彙、語順、言い回しなどの具体的な表現に対して文字数120字を超える程度、文と文のつながり・叙述の運びというステップの配列の抽象的な表現に対して文字数5,000字を超える程度、という量的指標だけを見る分には定型的に著作物の創作性を肯定する傾向にある。ユーザーの行動の自由を確保するという観点から、これらの量的指標は、他の表現の選択肢が多様に残っているか否かということを示す基準として、ある程度の相場というものが確立してきていると評価することができる。ただし、裁判においては語彙、語順、言い回しなどの具体的な表現に着目しても、経

験則に基づいて従前からある分野においてよく使用されている決まり文句が存在するのであって、個々の細分化された決まり文句自体は創作者の創作に属するものではないから、ありふれた言語表現であると判断され、著作物の創作性が否定される傾向がある。

こうした裁判例の一般的な傾向に対し、翻訳のように、語彙、語順、言い回しなどの具体的な表現に創作性のある可能性の要約文について、著作物としての創作性を厳しい判断をし、1,792字の裁判傍聴記録のそのままの複製であっても著作権侵害を否定するという結論を導いた知財高判〔ライブドア裁判傍聴記・控訴審〕という事例がある。今後、著作物としての創作性について、裁判所が「easy to copyright」から「difficult to copyright」への政策転化になるか、引き続き裁判例の動向を注視する必要がある。

著作物としての創作性の有無の判断時点に関して、主張されている対象物の作成の時点に遡って、既に存在している表現との比較によりアイデアの不可避的な表現・ありふれた表現であるかどうかを検討する裁判例は少なくない。たが、著作物としての創作性の有無の判断は作成の時点で、アイデアと表現の区別を通じて創作的表現の共通性の類似性判断は侵害の時点での判断枠組として、それだけでは足りない。フェア・ユースのような権利制限の一般条項の導入の見込みは薄い現状において、事後的に標準となったものや、遠い作成の時点に遡って、アイデアの不可避的な表現・ありふれた表現であることを裏付ける証明責任を被疑侵害者に負わせる問題点が残っている。

第6章 著作物の保護範囲を画する要件としての類似性

最判〔江差追分〕に示された類似性の範囲を決する基準は、判旨2のアイデアと表現の区別を通じて、保護されるものと保護されないものを選別する「創作的表現の共通性」基準と、判旨1後段の市場における代替可能性を問うことを実質的に意味する「ユーザーによる表現価値の共通性」基準とを組み込んだものであり、それぞれの判断が必要となる理由が異なっているから、それぞれの判断では判断主体と判断手法が異なったものとなると評価することができる。

著作物の保護範囲を画する類似性が争われる裁判例では、問題になることが多いのは、創作的表現の共通性である。それはアイデアと表現の区別を通じて、具体的な事案に即して被疑侵害物の程度にまで類似しているものを許容してしまうと、著作者の創作に対するインセンティブが過度に失われることになるのか、あるいは被疑侵害物の程度にしか類似していないものを禁止してしまうと、かえって著作者の創作活動に過度に支障が生じてしまわないか、という二つの領域のどちらに当該事案が属しているのかとういことを探る作業を、立法から司法に移行させる機能を有するものである。ただ、創作的表現の共通性の基準によ

っても、最初に共通部分のみの検討によって、それがそれだけで創作的表現であると認められるのであれば、それを越したことはないが、そうでなければ、創作的表現たりえない個々の共通点についてどこまでを合わせ技一本で「まとまりの表現として創作性の有無」を判断するかについて、規範的・評価的な判断を伴うため、具体的事件におけるあてはめは難しいことが多く、同一の事例でさえ、下級審と上級審が創作的表現の共通性という同一の判断枠組みを採用しながら全く逆の結論に至った裁判例は複数存在したということである。そのため、創作的表現の共通性に焦点を当てて、何を検討対象とし、どのような要素を考慮するか、といった判断基準の具体化、そして結論に至る判断プロセスを可及的に明確化することが求められる。そこで、まずは、創作的表現の共通性の判断手法として、著作物の保護範囲を画する類似性の判断に立ち入る前に、権利を主張する側の対象物全体の著作物性の判断を先行させるか否かという観点から裁判例を検討すると、多くの場合にはそれは裁判所が自ら決めた判断手法ではなくて、両当事者がそういう主張の仕方をしていることである。また、美術の範囲に属しない特定の種類の表現、不可避又はありふれた表現、第三者の著作物の二次的著作物にならない、といった著作物性を容易に否定しうる場合には、裁判例の趨勢として、類否の判断に立ち入る前に、著作物性の判断を先行させる傾向にある。次に、創作的表現の共通性を判断するにあたって、美術、写真などの一覽性の強い視覚表現や、編集物、データベースのような創作的表現のレベルの位相の抽象度が高い表現の場合には、両比較対象の共通部分にのみ焦点をあてた「濾過テスト」的な判断をせず、検討対象として共通する部分以外に、相違部分にも着目したうえで、全体的観察により創作的表現が再生しているか否かという「非濾過テスト」的な判断を行った判決が多い。類似性の判断基準とその判断手法を分けて考えておくと、権利者側が共通部分として主張するアイデアの組合せがそれ一体として、合わせ技一本でまとまりのある表現を構成する創作的表現と評価できるかどうかを判断するために、権利を主張する側の対象物全体と被疑侵害物全体とを比較して、両比較対象の共通部分にも相違部分にも着目したうえで、全体的観察による「非濾過テスト」的な判断を行う必要がある。逆に言えば、最初に共通部分のみの検討によって、それがそれだけで創作的表現であると認められる、つまり、相違部分が共通部分の創作的表現の共通性に影響を及ぼさないことが明らかであれば、相違部分を類似性判断において考慮する必要はない。全体的観察により権利を主張する側の対象物の創作的表現が被疑侵害物に再生しているか否かを見出していく「非濾過テスト」的な判断手法は、共通部分にのみ焦点をあてた「濾過テスト」的な判断手法と異なっているが、こうした違いは、美術又は写真の一覽性の強い視覚表現の特徴として、相違部分が共通部分のアイデアの組合せにまとまりの表現として創作性の判断に及ぼす影響は大きいこと、編集物又はデータベースの表現の特徴として、創作的表現のレベルの位相の抽象度が高いことや相違部分がそうした素材の選択等における創作的表現を変容させる可能性が高いが、その理由である。

創作的表現の共通性に加えて、その外側に市場における代替可能性の問題を正面に据え

て、ユーザーの視点に立って権利を主張する側の対象物と被疑侵害物を全体的観察により、両比較対象から受ける印象のところで表現価値の共通性を勘案することができるように、著作物の保護範囲において絞り込みをかける機能がある。東京地判〔雪月花・一審〕、東京高判〔同控訴審〕、横浜地判〔おもてなしプレゼント〕、東京地判〔激安ファストファッション・一審〕のように、市場における代替可能性がないのであれば、著作権者の市場機会に与える影響は些少なもので、せいぜい循環論法のライセンス料くらいしかないので、あえて保護を及ぼす必要はないのである。また、裁判例の趨勢としては、アイデアと表現の区別を通じて権利を主張する側の対象物の創作的表現が被疑侵害物に再生されている場合には、著作権者の市場機会に与える影響は些少なものでない限り、ユーザーによる表現価値の共通性が否定されることはないという方向性が定まった傾向にあり、この要件が謙抑的に運用されているといえる。その意味で、裁判実務上、ユーザーの視点から市場における代替可能性を問うことよりも、アイデアと表現の区別を通じて権利を主張する側の対象物の創作的表現が被疑侵害物に再生されているかどうかのによりウェイトが置かれており、著作権侵害の主戦場は、創作的表現の共通性の判断にあるといえる。その結果、ユーザーによる表現価値の共通性に独自の意義を認めても、この要件の悪い側面が顕在化したとは思わない。

第7章 各スタンダード型規範の司法による法形成を論じる意義と残された課題

制限規定とは異なる権利制約メニューを確保する観点から、美術の範囲の該当性、著作物としての創作性、類似性というスタンダード型規範の司法による法形成を論じる意義は、引用規定とは異なり、こうしたバイアスがかかっていないスタンダード型規範の司法による法形成を通じて、利用目的の正当性、利用しなければならない必然性、利用行為によって被る著作権者の経済的利益を得る機会が失われる不利益の必要最小限性という利用態様の相当性を厳しく求めることなく、ユーザー側の利用利益を優先させ得る解釈枠組みである点に認め得るということである。そして、司法による美術の範囲の該当性、著作物としての創作性、市場における代替可能性の解釈を通じて、ユーザー側に優先させるべき非商業的利用の利益が認め得る解釈手法を如何に活用し、より簡易、明確かつ安定した判断基準を定立すること、解釈手法として著作物の類型ごとに判断することを許容する一連の判例法が形成されたという点などを検討することなどは今後の課題としたい。